

市政一般質問(平成 28 年 9 月定例会)

1. 福祉行政について

(1)障害者総合支援法の改正に伴う今後の対応

質問：国の障害者総合支援法改正に伴い、65 歳に到達した障害者の介護保険サービス移行に伴う利用者負担を軽減する制度が盛り込まれているが、65 歳に到達した障害者が、「障害福祉サービス」から「介護保険サービス」への移行に際し、利用者の負担増加や、サービス支給量の減少など、様々な負担が生じており、国においても弾力的な運用を求めている。長崎市では、その移行にあたって、どのような対応を行っているのか。また、法改正に伴う今後の対応を伺いたい。

回答：長崎市においては国が定める事務処理要領に基づいて 65 歳に到達する前の早い時期から相談支援専門員等を交えた個別会議を開催し、十分な説明、同意を得ながら介護保険サービス移行に向けた段階的な調整を実施している。

障害福祉サービスと同じサービスがある場合、介護保険サービスが優先されるが、障害福祉固有のサービスについては、利用者の状況などを考慮しサービス内容を調整しながら支給を継続している。要介護認定に当てはまらなくなった方についても希望がある場合は必要性に応じてサービスを継続することとしている。

今後も介護保険サービスへの円滑な移行に向けて、できるかぎり柔軟な対応に努めていきたい。

平成 30 年 4 月 1 日施行の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」については、具体的な対象、基準など施行日までに整備される政省令で示されるため、国の通知などを踏まえて適切な対応を図っていきたい。

(2)障害者施設の防犯対策

質問：本年 7 月に神奈川県相模原市の障害者施設で痛ましい殺傷事件が発生したが、市内の障害者施設における防犯対策の状況はどのようなになっているのか。また、障害者施設の入所者等の安全確保に向け、長崎市では今後どのような対応を行うのか伺いたい。

回答：市内の社会福祉施設などの事業者に対し、防犯措置の徹底、緊急時の対応体制の構築、警察や地域住民との連携体制の強化などについて注意喚起を促し、障害者施設に対する権限を持つ長崎県や佐世保市と連携し、障害者施設の団体との間で今後の対応策について協議を進めているところ。

施設の防犯対策の調査結果や意見交換の内容を踏まえ、国が示す予定のガイドラインをもとに、防犯マニュアル案などを作成し各施設へのマニュアル整備やそれに基づく対応を要請するとともに、国が創設予定の補助金制度などを活用し、障害者が地域で安全安心に暮

らせるまちづくりを進めていきたい。

再質問：障害者総合支援法の改正に関連して、対象となる障害者の方が入所している授産施設の事業者など、現場の声を障害者施策推進に反映させることが重要だと考えるが、「長崎市障害者施策推進協議会」などに施設代表者を含める考えはないのか伺いたい。

回答：ご意見を踏まえ、現場の声を障害者施策によりの確に反映させるため、来年 1 月の改選時期にあわせ、協議会委員の構成について見直しを図りたいと考えている。

2.子育て支援について

質問：松山児童センターが平成 23 年 5 月に休館し、その代替施設として川口町の西洋館 3 階に「子ども広場」が緊急避難的に設置された。その後、貴重な税金から賃料を支払い運営され一定の成果を上げているが、松山児童センター跡の土地は放置されている。

他にもこの地区には低・未利用地の郷有財産などがあり、まちづくりの公的不動産の活用という点で有効に活用すべきだと考える。松山児童センターの土地の利活用により財源を手当てしながら、「里・中野郷会館」を活用して、子育て支援センターを整備する考えはないのか伺いたい。

回答：乳幼児の数や子ども広場の利用状況から、子ども広場に代わる施設として子育て支援センターを整備すべきだと考えている。ご指摘の「里・中野郷会館」については周辺に天主公園、平和町商店街があり、交通の便もよく、子育て支援センター整備の場所として適していると考えます。しかし、建築から 40 年が経過し、耐震診断が行われておらず今後耐震補強工事などの施設改修工事が必要となること、1 階フロアの延べ面積が約 75 平方メートルと狭いことが課題。

現在、当該地域内の他の場所にも、設置に適している施設を検討していますので、その結果を踏まえ当該地域内に子育て支援センターの整備について、総合的に方針を出したいと考えている。

要望：実際問題として、過去、江平・山里中学校区にあった子育て支援センターは事業者の都合により約 3 年 4 ヶ月で閉館、その後、計画書の中でもこの地区に施設設置が必要だとしながらも約 6 年 7 ヶ月に亘って子育て支援センターは未設置である。

活用できる土地建物がありながら、いまだに賃料を支払い松山児童センター跡地は更地のままで全く活用されていないのであれば跡地を売却し収入を得るという考え方もある。固定資産税の課税上の評価額の積算根拠となる路線価などから算出すると、一般的な土地売買時の相場も考慮し当該地は約 1 億 1,000 万円程度の収入となりうる。耐震改修などをできない理由とするならば、こういった収入からその費用を捻出する方法もあると考える。

子育て支援センターという公共施設の配置により、隣接する平和町商店街の活性化、利用者の交通の利便性、そして施設開設を待っている妊産婦や子育て世代のお母さん方のためにも、しっかりと期限を定め資産を有効に活用する経営者としての視点で早急な子育て支援センター設置をお願いしたい。

3.斜面地対策について

(1)斜面移送システムの現状と課題

質問：長崎市の市街地は斜面地が多く、狭くて急勾配な階段道を生活道路として利用されている方々がいる。そこで、斜面地の市道階段部には、簡易的な交通手段として斜面移送機が設置をされているが、「てんじんくん」は故障により約一か月間停止していた。今後どの様に管理していくのか伺いたい。

回答：斜面移送機については、設置から10年以上が経過し、定期的な点検、補修は行っているものの、電気設備や動力設備の劣化などによる突発的な故障が見られるようになっていく。ご指摘の「てんじんくん」につきましては、電気設備の不具合により、約一か月間稼働が停止し、地域の方々には大変ご迷惑をおかけした。今後は機器の長寿命化を見据えた修繕改修をおこない、長く安全に使用できるよう適切な維持管理に努めたい。

4.まちづくり行政について

(1)幸町周辺の活性化 (2)旭大橋の低床化

質問：三菱重工幸町工場の跡地活用と長崎駅周辺地区の賑わいを浦上川右岸地区(旭町・稲佐地区)へ波及させ、東西の連携を図るためにも早急に旭大橋の低床化が必要であるとの質問を昨年9月議会にておこなった。その後の進捗状況について伺いたい。

回答：三菱重工も工場移転後の跡地活用は、今後のまちづくりを進める上で重要な課題であると認識しており、平成28年2月に「幸町工場跡地活用検討会」を設置した。この検討会に長崎市も長崎県とともに参加している。検討会では跡地活用策について、今年中に一定の方向性を示す予定であり、長崎市としても将来のまちづくりに貢献する土地利用となるよう、検討会の場において積極的に意見を申し上げている。以前、ご指摘いただいた容積率の見直しについては、土地利用の方向性が示された後、具体的な土地利用計画が立案される際に、必要に応じて検討をおこないたいと考えている。

旭大橋の低床化については、市と県が共同で進めている「都市再生総合整備事業」の中で、整備を図るべき都市基盤施設として「旭大橋の低床化」を位置づけている。一方で、管理者である県からは「旭大橋は補助金上の耐用年数45年に達しない中での解体撤去は厳しい」との意見が出されている。しかしながら、旭大橋の低床化は必要不可欠と考えているため、

今年度も市長、市議会議長が筆頭となり、県知事、県議会議長、長崎市選出の県議会議員の皆様へ、早期低床化の要望をおこなっている。今後とも、一日も早い低床化が実現できるよう、県に対し強く働きかけたい。

5.住民との合意形成のあり方について

質問：BSL-4 や諏訪神社の納骨堂建設など、長崎市が直接関わっていなくても住民生活に大きな影響を及ぼす、あるいは地域住民を二分するような事業について、長崎市として「長崎市よかまちづくり基本条例」などを含め何らかの関与ができないのか。市長はどのような手続きで民間等の事業の判断をおこなうのか伺いたい。また、法律や条例でその運用を市の規則や事務取扱要領などで定めているものがあるが、解釈を迷うような規定もあり、市民に混乱を招いているものがあるので、住民にもわかりやすい具体的な内容を記載すべきではないのか市の考えを伺いたい。

回答：住民生活に大きな影響を及ぼす事業を実施する場合の手続きについては、法律において住民に対する説明会を義務づけるなどしているものがあるが、義務づけないものも存在し、それぞれの地方公共団体の判断でその手続きを条例で定めることができる。長崎市においては、「長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例」及び「長崎市開発許可に関する条例」において対象となる施設の規模や、説明を要する近隣住民等の範囲を明確にした上で住民への説明を義務づける手続きを実施している。

しかし、条例において民間等が取り組む事業に対し、一律的に住民説明会等の一定の義務を課すことは事業者に対し、過度の負担を強いることとなり、また、適法な施設であっても、一部の住民等の反対等で施設の設置が困難になったり、手続きの長期化も考えられることから困難である。

法律や条例による手続きは定めていないものであっても、BSL-4 施設については長崎大学、長崎県、長崎市による「連絡協議会」や地域住民を交えた「地域連絡協議会」を設置しております。同種の案件につきましても、住民の安定した生活を確保するため必要な意見や助言等をおこなってまいりたいと考えている。

詳細な事務の取扱いや運用を定める規則ならびに事務取扱要領は、その法律や条例の目的や規定の範囲内で定める必要があります。規定を定めるにあたり、その運用にばらつきや誤解が生じないように定める必要があると考えている。

ご指摘のように、住民が見てわかりづらいものや誤解を招く恐れがあるものについて、できる限り具体的に定めるなど、必要に応じて改正を図るとともに、その運用にあたっては住民の理解を得られる取り組みをおこなっていきたいと考えている。